

返戻金制度について

返戻金制度とは、当社の紹介により就業した者が入社後 3 カ月以内に本人都合による退社または本人の責に基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

$$\text{紹介手数料} \times (\text{3 カ月} - \text{就業月数}) / \text{3 カ月}$$

この場合、月数の算出に当たっては、採用日から 1 カ月間を最初の 1 ヶ月とし、以下同様に算出します。1 ヶ月の実労働日の 2 分の 1 以上勤務した時は、退職月は就労したものとみなします。また、金額の算出に当たっては、千円未満を切り上げます。

但し、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度は適用しません。また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。

許可番号	13-ユ-010499
事業所の名称	日本海事検定グローバルサポート株式会社 関西支社
事業所の所在地	大阪市港区築港 1-7-18 海事ビル 4 階